

# サンケイ化学 農薬登録情報

## スクミノン

メタアルデヒド粒剤

登録番号：農林水産省登録第 22153 号（登録会社：サンケイ化学株式会社）

有効成分：メタアルデヒド・・・10.0% IRACコード：

毒性：普通物（毒物、劇物でないものを指している通称）

販売エリア：全国

### 適用拡大登録取得のお知らせ

弊社登録製品「スクミノン」が令和3年12月8日付で下記の内容を適用拡大いたしました。

#### 【適用病害虫の範囲または使用方法変更の内容】

- ・使用方法に「無人航空機による散布」を追加し、「散布又は無人航空機による散布」とする。

#### 【適用病害虫名および使用方法】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	メタアルデヒドを含む農薬の総使用回数
稲	スクミリンゴガイ	1～4kg/10a	収穫60日前まで	2回以内	散布又は無人航空機による散布	2回以内
れんこん		4kg/10a	収穫45日前まで			

#### 【使用上の注意事項の変更について】

従前の使用上の注意事項の（5）を繰り下げ（6）とし、新たに（5）を以下のとおり追加し、別紙のとおりとする。

（変更前）

- （5）本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に、初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

（変更後）

- （5）本剤を無人航空機で散布する場合は、次のことに注意すること。
- 1) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - 2) 散布は散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - 3) 事前に本剤の物理性に合わせて散布装置のメタリング開度を調整し、ほ場の端から5m離れた位置から散布すること。
  - 4) 風向き、風の強さには注意し、できるだけ風の弱い時間に散布すること。
  - 5) 散布薬剤の飛散によって他の動植物等、諸物件へ影響を与えないよう散布区域の選定に注意するとともに、散布区域周辺の諸条件にも十分留意すること。

6) 薬剤が水源池、飲料用水、養殖池、養魚田などに飛散・流入しないように十分注意すること。

7) 散布終了後は次の事項を守ること。

- ① 使用後の空の容器はほ場などに放置せず、安全な場所に適切に処理すること。
- ② 使用残りの薬剤は必ず安全な場所に責任者を決めて保管すること。
- ③ 機体の散布装置は十分洗浄し、タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

(6) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に、初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

なお、ご使用の際は製品に貼付してあるラベルをご参照下さい。



本 社	〒891-0122	鹿児島市南栄二丁目9	TEL:(099)268-7588
東 京 本 社	〒110-0005	東京都台東区上野七丁目6-11 第一下谷ビル3F	TEL:(03)3845-7951
大 阪 営 業 所	〒532-0011	大阪市淀川区西中島二丁目14-6 新大阪第2ドイビル3F	TEL:(06)6305-5871
東 京 営 業 部	〒366-0032	埼玉県深谷市幡羅町一丁目13-1	TEL:(048)551-2122
九 州 北 部 営 業 所	〒841-0025	佐賀県鳥栖市曾根崎町1154-3	TEL:(0942)81-3808
宮 崎 事 務 所	〒880-0056	宮崎市神宮東三丁目6-19 山本ビル	TEL:(0985)25-7051

## (別紙)

### 使用上の注意事項

- (1) スクミリンゴガイは稲苗の柔らかい時期に加害するので、は種後又は移植後、被害発生前に散布すること。
- (2) 本剤は湛水状態で均一に散布し、散布後7日間は落水やかけ流しはしないこと。
- (3) 水田以外には絶対に使用しないこと。
- (4) 発生が多く認められる場合、登録の範囲内の多めの薬量で使用する。
- (5) 本剤を無人航空機で散布する場合は、次のことに注意すること。
  - 1) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - 2) 散布は散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - 3) 事前に本剤の物理性に合わせて散布装置のメタリング開度を調整し、ほ場の端から5m離れた位置から散布すること。
  - 4) 風向き、風の強さには注意し、できるだけ風の弱い時間に散布すること。
  - 5) 散布薬剤の飛散によって他の動植物等、諸物件へ影響を与えないよう散布区域の選定に注意するとともに、散布区域周辺の諸条件にも十分留意すること。
  - 6) 薬剤が水源池、飲料用水、養殖池、養魚田などに飛散・流入しないように十分注意すること。
  - 7) 散布終了後は次の事項を守ること。
    - ① 使用後の空の容器はほ場などに放置せず、安全な場所に適切に処理すること。
    - ② 使用残りの薬剤は必ず安全な場所に責任者を決めて保管すること。
    - ③ 機体の散布装置は十分洗浄し、タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (6) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に、初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。